

連番	事業名	新・継区分	施策・事業概要	29年度予算額 (百万円)	28年度予算額 (百万円)	補助率	実地主体	公募スケジュール	申請方法	照会窓口	28年度NPO への実績	備考
1	市民活動の促進に必要な経費	終了	複雑化・多様化する社会的課題解決の取組に民間の人材や資金を呼び込み、民間の公益活動の活性化を図るため、社会的価値の創造に意欲的に取り組む団体の活動の成果を可視化する「社会的インパクト評価」の普及を図る。	—	50	—	内閣府	平成28年度第2次補正予算成立後	内閣府 HP に掲載	内閣府政策統括官（経済社会システム担当）付参事官（共助社会づくり推進担当）付 03-6257-1516	3 団体	資料 6 頁
2	市民活動の担い手の運営力強化事業	継続	社会的課題解決に意欲的に取り組む団体による社会的インパクト評価の基礎的実践を通じて活動の成果の可視化を図り、事業の改善・組織力の強化を推進する。また、中間支援組織の評価支援機能強化を推進する。併せて、評価の実践・成果を広くPRすることにより、社会的インパクト評価の普及・拡大を図る。	19	31	—	内閣府	平成 29 年度予算成立後	内閣府 HP に掲載	内閣府政策統括官（経済社会システム担当）付参事官（共助社会づくり推進担当）付 03-6257-1516	76 団体	資料 7 頁
3	放課後児童健全育成事業	継続	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等において適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図	(107,617 の内数(地域子ども・子育て支援事業の一事業として実施))	(107,617 の内数(地域子ども・子育て支援事業の一事業として実	1/3	市区町村(NPO法人等への委託可)	各市区町村によって異なる	各市区町村によって異なる	内閣府子ども・子育て本部 (03-6257-1697) ※資金交付に関する問合せ	—	資料 12 頁

			る。		施))					厚生労働省雇用均等・児童家庭局少子化総合対策室 (03-3595-2493) ※事業内容に関する問合せ		
4	地域子育て支援拠点事業	継続	地域において子育て支援拠点を身近な場所に設置し、子育て親子の交流促進や子育て等に関する相談の実施等を行う。	(107,617の内数(地域子ども・子育て支援事業の一事業として実施))	(98,176の内数(地域子ども・子育て支援事業の一事業として実施))	1/3	市区町村(NPO法人等への委託可)	各市区町村によって異なる	各市区町村によって異なる	内閣府子ども・子育て本部 (03-6257-1697) ※資金交付に関する問合せ 厚生労働省雇用均等・児童家庭局少子化総合対策室 03-3595-2493 ※事業内容に関する問合せ	—	資料 14 頁
5	一時預かり事業	継続	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所その他の場所において一時的に預かり、必要な保護を行う。	(107,617の内数(地域子ども・子育て支援事業の一事業として実施))	(98,176の内数(地域子ども・子育て支援事業の一事業として実施))	1/3	市区町村(NPO法人等への委託可)	各市区町村によって異なる	各市区町村によって異なる	内閣府子ども・子育て本部 (03-6257-1697) ※資金交付に関する問合せ 厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課 (03-3595-2542) ※事業内容に関する問合せ	—	資料 15 頁

6	乳児家庭全戸訪問事業	継続	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行うなど、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立化を防ぐことを目的とする。	(107,617の内数(地域子ども・子育て支援事業の一事業として実施))	(98,176の内数(地域子ども・子育て支援事業の一事業として実施))	1/3	市区町村(NPO法人等への委託可)	各市区町村によって異なる	各市区町村によって異なる	内閣府子ども・子育て本部 (03-6257-1697) ※資金交付に関する問合せ 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室 (03-3595-2166) ※事業内容に関する問合せ	—	資料16頁
7	養育支援訪問事業	継続	養育支援が特に必要であると判断される家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行う事業。	(107,617の内数(地域子ども・子育て支援事業の一事業として実施))	(98,176の内数(地域子ども・子育て支援事業の一事業として実施))	1/3	市区町村(NPO法人等への委託可)	各市区町村によって異なる	各市区町村によって異なる	内閣府子ども・子育て本部 (03-6257-1697) ※資金交付に関する問合せ 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室 (03-3595-2166) ※事業内容に関する問合せ	—	資料17頁
8	利用者支援事業	継続	教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について情報収集を行うとともに、子どもや保護者からのそれらの利用に当	(107,617の内数(地域子ども・子育て支援事業の一事業として実施))	(98,176の内数(地域子ども・子育て支援事業の一事業として実施))	1/3	市区町村(NPO法人等への委託可)	各市区町村によって異なる	各市区町村によって異なる	内閣府子ども・子育て本部 (03-6257-1697) ※資金交付に関する問合せ	—	資料18頁

			たつての相談に応じ、必要な助言を行い、関係機関等との連絡調整等を実施する。	として実施))	業の一事業として実施))		委託可)			合せ 厚生労働省雇用均等・児童家庭局少子化総合対策室 (03-3595-2493) ※事業内容に関する問合せ		
9	子ども・子育て支援整備交付金	継続	①放課後児童クラブ又は②病児保育施設の施設整備（創設、増築、増改築等）に係る経費の一部を補助する。	16,253	15,378	① 2/9 （待機児童解消のための整備の場合1/2） ②3/10	<実施主体> 市区町村 <設置主体> 市区町村、社会福祉法人、NPO法人等	各市区町村によって異なる	各市区町村によって異なる	内閣府子ども・子育て本部 (03-6257-1697)	—	資料 19 頁
10	地域における女性活躍推進モデル事業	終了	育児・介護等の経験を活かした地域活動等、民間団体の知見・ノウハウを活かして、柔軟かつきめ細かに地域の課題を解決する先進的な取組を試行的に実践・検証し、成果を広く共有し他地域への横展開を図る。	—	23	—	内閣府	—	—	内閣府男女共同参画局総務課 03-6257-1355	3 団体	資料 20 頁
合計 (内数事業を除く)		—	—	16,272 (増減額) 790 (増減率%)	15,482	—	—	—	—	—	—	—

			5.1%								
--	--	--	------	--	--	--	--	--	--	--	--

《記載要領》

[対象事業] NPOに資する事業(NPOが手挙げ(参入)出来る事業及びNPOのための研修等の事業)とします。これに該当する事業は全て記載し、該当しない事業は記載しないで下さい。なお、28年度で“終了”し29年度は実施しない事業でも、前年度対比のために、漏れなく記載して下さい。期の途中で新たに予算化された事業も記載して下さい。

[新・継区分欄] 当該事業の区分(“新規”、“継続”、“名称変更”、“統廃合”、“終了”のいずれか)を記載して下さい。“名称変更”、“統廃合”の場合は、28年度のどの事業(名称)であったか等を備考欄に付記して下さい。

[予算額欄] 29年度予算額欄には直近の政府案、28年度予算額欄には第3次補正予算を含む(この場合は、「うち補正予算額〇〇〇」と明記)確定している政府案を記載下さい。なお、NPOが手挙げ(参入)出来る予算額全額に対してではなくその一部であり、額がどうしても区分できない場合は括弧で囲み(〇〇〇の内数)と表記して下さい。

[最後の合計欄] 29年度予算額欄と28年度予算額欄の縦野を合計した予算額合計を記載して下さい。ただし、内数事業(29・28年度のいずれかが内数事業)の場合は、合計するときのみ29・28年度ともその額を除いて下さい。なお、増減率は小数点第一位までとして下さい。